

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮地区7 (上平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
- ・地域に後継者もいないので、担い手が少ない。
- ・水利や圃場の水はけ、農道など耕作条件が悪い農地が多い。

【地域の基礎的データ】

農業者:36人、中心経営体:2経営体、担い手集積率:53.3%(うち地区内経営体率:36.3%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田においては水稻や飼料作物(牧草・WCS)を中心としていく。
- ・地域全体で耕畜連携の取り組みを進めていく。
- ・さつまいも等の生産を増加し、6次産業化による所得向上を目指す。
- ・宇都宮市から近いことから、農業を通じた移住者を増やしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・区画が小規模であり、農地の集積には向いていない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付ける際は、目標地図を参考に調整するなど関係機関の情報共有を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・移住者の受入れ体制を作り、地域内外から多様な経営体を募集し、農業に参入しやすい環境を地域で考えていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農地の保全作業や農作業等について、地域で共同作業に取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
 ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
 ⑦多面的機能支払交付金を活用し、地域での圃場管理を行っていく。
 ⑨飼料作物(牧草やWCS)の生産拡大に取組み、農地を有効活用し、地域内の畜産農家との耕畜連携を図っていく。